平成２２年（フ）第１２０５号
さいたま市見沼区東大宮１丁目１番地13コーポラス愛201、旧住所さいたま市見沼区大字丸ヶ崎915番地１　コスモ東大宮コートベール206号
債務者　星　三喜男
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
埼玉県越谷市西方２丁目９番地24ヒルズ西方302、旧住所埼玉県越谷市相模町６丁目491番地29
債務者　大城めぐみ（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
栃木県那須塩原市井口1156番地211　ドルチェ・モルティＡ―202号、前住所栃木県那須塩原市島方456番地２
債務者　柳田　光雄
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第６２６９号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目12番17号ハイツローズ402号
債務者　家髙　雅久
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２７１号
大阪府高槻市大畑町11番16―502号
債務者　谷　美枝子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３２０号
北海道苫小牧市桜木町２丁目31番７号　丹羽アパート102号、開始決定時の住所北海道苫小牧市美園町３丁目18番19号
破産者　菅井　重和
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２４４５号
福岡市南区若久１丁目24番30―305号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区皿山３丁目１番26号トータルサンシャイン皿山壱番館201
破産者　土路生悦子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第８２号
広島県三次市吉舎町敷地1813番地３
破産者　満田　靖武
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第１４２４号
福岡市西区内浜１丁目６番４―804号、開始決定時福岡市西区愛宕浜２丁目２番５―204号
破産者　淺香千鶴子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５６号
福岡市西区大字女原562番地３、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区小田部７丁目９番20―106号
破産者　松元工事こと　松元　勇市
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５４８号
東京都葛飾区高砂１―７―10　レオパレス青砥105号室、開始決定時の住所長崎県西彼杵郡長与町丸田郷1041番地18
破産者　野村　安伸
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０号
秋田市濁川字家ノ前１番地７、前住所秋田市手形山崎町11番15号
破産者　三浦　政昭
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３２９２号
横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目12番29号　ピアファミリー市川102
破産者　磯野　康子
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９４１号
横浜市戸塚区汲沢８丁目19番６―102号、開始決定時の住所横浜市戸塚区矢部町1959番地59
破産者　三島　章弘
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６８９号
埼玉県川越市大字野田1314番地２　ビューハイム川越305号室、開始決定時の住所神奈川県藤沢市川名618番地の６
破産者　山田　幸正
1　決定年月日　平成22年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部